



この冊子は再生紙と
植物油インキを使用
しています。

Akita Shinkin Bank

DISCLOSURE 2026

ディスクロージャー
あきしんの現況

 秋田信用金庫

〒010-0921 秋田県秋田市大町三丁目3-18 フリーダイヤル 0120-345-112 FAX 018-823-5110
URL <https://www.shinkin.co.jp/akishin/> E-mail s1120000@facetoface.ne.jp

当金庫では、企業情報やお客様へのご案内を主に掲載する「企業編」と諸計数を開示する「資料編」に分けてディスクロージャー誌を発行しております。冊子としての発行は「企業編」のみとなりますので、「資料編」をご覧になる場合は、当金庫ホームページへアクセスしてください。

当金庫ホームページアドレス（ディスクロージャー） <https://www.shinkin.co.jp/akishin/about/disclosure.html>



ハギー (Huggy) ナミー (Nummy)



スマートフォン等からは、
こちらでもアクセスする
ことができます。

Akita Shinkin Bank

DISCLOSURE 2026

ディスクロージャー

あきしんの現況



 秋田信用金庫



理事長 菅 原 浩

皆様には、平素より秋田信用金庫をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
 さる6月26日に第77回通常総代会を開催し、業務報告、第116期決算についてご承認をいただきました。

つきましては、本ディスクロージャー誌「DISCLOSURE2026 あきしんの現況」にて当金庫の2025年度の事業概況や財務内容、地域貢献活動などをご報告させていただきます。

中期経営計画「すべては秋田のために」の中間年度である2025年度は、米国の関税政策、円安やインフレによるコスト増、人手不足や賃上げなど困難な課題が複合的に発生している中、「お客さまの経営支援の強化」「地域に寄り添う人材の育成」「経営力・経営管理態勢の強化」を基本戦略に掲げ、経営改善や商取引等拡大・促進等の事業者支援の強化に取り組んだ他、経営力・経営管理態勢の強化に取り組むなど、持続可能なビジネスモデルの基盤構築に取り組んで参りました。

その結果、経常利益270百万円、当期純利益156百万円の計上となりました。

2026年度も、日本経済を取り巻く環境は依然として不確実性が増しておりますが、「役職員が一体となって地域に深く寄り添い、共に考え汗を流し成長していく」ことで、秋田に根ざす金融機関としての使命を果たして参りますので、今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

Message

I

「あきしん」は 地域の皆様とともに

秋田信用金庫と地域社会	02～03
地域密着型金融の取り組み	04～06
あきしんこの1年	07～10



秋田信用金庫と地域社会



地域社会における 当金庫の取り組み

当金庫は、秋田市及び男鹿市・南秋田郡を主要営業地区として、地元の中小企業や住民の皆様が会員となってお互いに助け合い、お互いに地域の繁栄を図ることを目的として設立された相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金・積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆様と連携し、地域経済の活性化、更には持続的発展に貢献できるよう努力いたしております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化芸術の発信・支援、環境保護、青少年健全育成等「街づくり、人づくり」に微力ながらもお役にたてるよう、日々取り組んでおります。

お客様

うち会員数
22,816人

出資金

12億49百万円

預金・積金

1,461億40百万円

法人：304億 3百万円
個人：1,146億 19百万円
金融機関：11百万円
公金：11億 6百万円



貸出金

836億41百万円

法人・個人事業主：496億 3百万円
個人：296億 79百万円
地方公共団体：43億 58百万円

安全かつ効率的な資金運用

貸出金以外の運用
647億20百万円

貸出金以外の運用

お客様からお預かりした資金の一部を、有価証券等で運用しております。
なお、有価証券については安全性を重視し、信用力の高い債券を中心に運用しております。

預け金：199億 27百万円
有価証券：435億 8百万円

＊預金積金に占める有価証券の割合：29.77%

大切にしたい あなたとのつながり 秋田信用金庫

常勤役職員数：152名 店舗数：16店舗

2025年度の決算状況

業務純益：2億 7百万円
当期純利益：1億 56百万円
自己資本比率：12.08%

中小企業等 支援業務

事業再生・中小企業金融円滑化を推進するため、取引先企業の経営改善に積極的に取り組んでいます。
(詳細は、P 4～6 をご覧下さい。)

環境自主行動計画の推進

当金庫は、2005年6月、資源保護や大気汚染・温暖化防止などの環境問題の重要性を充分認識し、環境に配慮しながら、地域社会の一員としてその社会的責任を果たしていくため、「環境自主行動計画」を制定いたしました。
2025年度は、クールビズ・ウォームビズ・古紙配合率70%以上のコピー用紙の使用などに取り組みました。

地域 貢献活動

地域密着型金融の推進

地域とのつながりを強めるため、種々の取り組みを展開しています。(詳細は、P 7～10 をご覧下さい。)

地域密着型金融の取り組み

1 経営改善支援の取り組み実績

当金庫では、経営不振に陥っている取引先企業に対して、経営改善計画策定のための支援及び経営改善実行のための助言及び進捗管理を行うことにより、取引先企業の業績向上、経営安定化及び事業継続に資することなどのコンサルティング機能強化を目的として、経営改善支援取扱規程を策定・施行しております。同支援規程では、支援企業の選定基準、経営改善への取組方法及びモニタリングの方法などを規定しているほか、著しく経営改善状況が芳しくない取引先については常務会へ報告することとしております。

2025年度においても49先を選定し、「経営改善計画のモニタリング報告書」等により、計画の進捗状況や今後の支援状況等を、営業店および本部担当部署が一体となって管理しております。

2025年度の中小企業に対する経営改善支援の取り組み実績は、下表のとおりとなっております。

【2025年4月～2026年3月】							(単位：先数)		
	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 γ	αのうち再生 計画を策定し た先 δ	経営改善支援 取組率 = α / A	ランクアップ率 = β / α	再生計画策定率 = δ / α	
正 常 先 ①	1,031	—	—	—	—	—	—	—	—
その他要注意先 ②	434	23	—	22	17	5.3%	—	73.9%	—
要 管 理 先 ③	1	—	—	—	—	—	—	—	—
破綻懸念先 ④	157	26	—	24	22	16.6%	—	84.6%	—
実質破綻先 ⑤	43	—	—	—	—	—	—	—	—
破 綻 先 ⑥	5	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計 ②～⑥	640	49	—	46	39	7.7%	—	79.6%	—
合 計	1,671	49	—	46	39	2.9%	—	79.6%	—

- 注) ● 期初債務者数及び債務者区分は2025年4月初時点ですべて整理しております。
● 債務者数、経営改善支援取組先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。
● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。
● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
● 「再生計画を策定した先数」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

2 地域密着型金融推進事項

(1) 本業支援

ビジネスマッチング等への参加

ア. 2025年6月11日開催（会場：さいたまスーパーアリーナ）の「さいしんビジネスフェア2025」には、当金庫取引先1社が出展企業として参加し、当金庫職員もサポートしました。

イ. 2025年7月17日、秋田テルサにて開催された「県産食材マッチング商談会」（主催：秋田県）には、当金庫取引先18社が参加しました。



ウ. 2025年11月13日開催（会場：夢メッセみやぎ）の「ビジネスマッチ東北2025」には、当金庫取引先20社（リアル出展18社、WEB出展のみ2社）が参加し、取引先のうち8社がバイヤー16社と商談等を行いました。

エ. 2025年11月26日、27日開催（会場：東京ビックサイト）の「2025よい仕事おこしフェア」には、当金庫取引先1社が出展企業として参加し、当金庫職員もサポートしました。

(2) 経営改善支援

① 「あきしん経営塾」の開催

若手経営者および企業後継者の自己啓発を支援し、取引企業の発展に寄与すること等を目的として、2006年6月から開講している「あきしん経営塾」に2025年度は、18名が受講しました。また、後継経営者と共に学び、地域経済の発展に貢献することを目的として、当金庫職員も2名が参加しております。



② 取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握及び経営指導を目的に1996年度より、取引先企業の代表者および経理担当の方々と当金庫融資部・営業店役職員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。2025年度は7社に対して実施しました。

定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

③ 外部専門家の活用

ア. 秋田県よろず支援拠点出張相談会

本相談会は、よろず支援拠点のコーディネーターが当金庫の営業店に出向き取引先の相談を受けるもので、相談内容は販路拡大・原価管理・補助金申請・経営改善全般等、中小企業や個人事業の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じています。

2025年度の相談者数は22先となりました。

イ. 秋田県事業承継・引継ぎ支援センター

取引先企業の事業承継支援を同センターと連携しており、2025年度は、事業承継診断シートを活用した相談が43先、事業引継ぎ計画の策定が2先、M&A契約書策定支援先が3先ありました。

④ 秋田県中小企業支援ネットワーク会議へ参加

2012年4月に各関係省庁（内閣府・金融庁・中小企業庁）より示された、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」における『各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を有効なものとするため、金融機関、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築』を踏まえ、秋田県においても、秋田県信用保証協会が中心となり「中小企業支援ネットワーク会議」を開催、「集中支援ワーキンググループ（以下WGという）」「事業承継WG」「情報化推進WG」と三つのWGを強化しており、2025年度当金庫は、各WG会議へ、延べ6回出席しました。

(3) 創業支援

① 「あきしん創業ローン」等創業融資による支援

2015年7月より、地域の開業率向上および雇用創出を目的に、秋田県信用保証協会および日本政策金融公庫と連携し、「あきしん創業ローン」を発売しました。2025年度は「あきしん創業ローン」を含む創業融資の実行は、49件の278,380千円となりました。

② 「秋田まちづくりファンド」による創業支援

「秋田市の中心市街地を含む秋田駅から山王地区および土崎地区」における空き家・空き店舗・空きビル等のリノベーション等を行い、店舗・オフィス・宿泊施設等を整備・運営する事業に対し投資を行い、対象エリアの価値向上を図るなど、地域の課題解決を目的として、当金庫と一般財団法人民間都市開発推進機構の共同出資により、2021年2月26日に標記ファンドを設立しました。

2025年度は、2025年12月に2日間にわたり同ファンドの個別相談会を実施し2組が参加しました。
また、既存投資先3社に対しモニタリングをそれぞれ2回ずつ実施しております。

3 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2025年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は433件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は48.7%、保証契約を解除した件数は35件となりました。

経営者保証に関する取組方針

2023年4月

秋田信用金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ▶上記の検討を行った結果、経営者保証を求める事がやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得る事を目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ▶お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めない事とし、例外的に二重に保証を求める事が必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。



あきしんこの1年

2025年

8月

●秋田竿燈祭りに「スポンサー竿燈」として参加

8月3日より開催された秋田竿燈祭りに、「柳町」（大町4丁目）へスポンサー竿燈として参加しました。地域貢献の一環として当金庫役職員16名が参加し、会場の皆様から大きな拍手をいただきました。



9月

●「第27回あきしん杯争奪 少年サッカー大会」開催

SDGs目標



9月20日、21日、23日、「第27回あきしん杯争奪少年サッカー大会」を開催しました。地域との共生と青少年の健全育成を目的として、秋田市サッカー協会との共催により開催しており、今年も22チームが参加しました。

10月

●大学生向けライフデザイン講座への講師派遣

SDGs目標



秋田県との包括連携協定に関連して、10月15日、県主催の大学生向けライフデザイン講座（会場：秋田公立美術大学）へ信金中央金庫から講師を派遣する取り組みを行いました。
今後も相互連携の更なる強化を図ることで地域の活性化に貢献して参ります。



2025年

10月

●日本政策金融公庫との「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結



近年頻発・激甚化している自然災害や感染症の発生等様々な危機の発生に備え、10月29日、日本政策金融公庫と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しました。危機発生時においても連携して事業者の皆様への切れ目ない金融サービスの提供と災害復旧に貢献できる体制の整備に努めることとしております。

11月

●あきしん文化講演会開催



11月18日、文化庁芸術祭優秀賞を受賞している古典落語家「古今亭文菊」師匠と漫才協会会員で漫才新人大賞特別賞を受賞している漫才コンビ「新宿カウボーイ」をお迎えし、文化講演会を開催しました。

2026年

1月

●太平山三吉神社「梵天祭」への参加

1月17日、地域貢献の一環として、太平山三吉神社の「三吉梵天祭」へ当金庫職員7名が参加し、梵天を奉納しました。



2月

●「あきしん会」の地域貢献活動



「あきしん会」は地域貢献活動の一環として1995年から毎年、福祉施設に車イス等の備品購入の助成金10万円を寄付しています。2026年は潟上市の特定医療法人「仁政会」が寄付先に選定され、2月3日贈呈式を行いました。



2026年

3月

●自衛隊前支店の移転

店舗網の効率化や経営資源の集約を目的に、3月16日、自衛隊前支店を土崎支店内に移転（ランチ・イン・ランチ方式）しました。

なお、お取引いただいておりますご預金等につきましては、支店名、店番、口座番号に変更はございませんので、通帳、証書、キャッシュカードはそのままご利用いただけます。

●秋田県警察と県内5金融機関における情報連絡会開催



3月30日、県内に本店を置く5つの金融機関（当金庫、㈱秋田銀行、㈱北都銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合）が連携し、秋田県警察と「特殊詐欺およびマネー・ローリング防止対策連絡会」に関する情報連絡会を開催しました。全国的に金融犯罪被害が増加する中、各金融機関の取組状況や対応事例の紹介、最近の犯罪事例等を学ぶこと、相互連携の更なる強化を図ることで特殊詐欺等各種金融犯罪被害の防止に取り組んで参ります。

4月

●秋田信用金庫 入庫式



今年は7人の新入職員が入庫しました。お取引先の皆様にもご指導いただきながら、一日も早く独り立ちし皆様のお役に立てるよう育成してまいります。



2026年

6月

●信用金庫の日

全国の信用金庫では、信用金庫法が1951年6月15日に施行されたことから、毎年6月15日を「信用金庫の日」と定め、信用金庫が地域社会で果たしている役割を広く国民一般の方々に正しく理解いただく機会として、積極的な取り組みを展開しております。



2

あきしんの自己紹介

経営理念、秋田信用金庫のあゆみ、組織図、役員氏名	12～13
店舗一覧	14～15
金庫の主要な事業の内容	16
信金中央金庫	17
2025年度の事業概況	18～19
総代会について	20～24
リスク管理体制	25～26
コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み	26～27
金融ADR制度への対応	28～29
信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	30
役職員の報酬体系の開示	31
営業のご案内	32～38



経営理念



「あきしん」は地域に親しまれ、
信頼される金融機関をめざしてまいります。

共生

地域の人々との対話の中で共感の和を広げ、「共に生きる」を第一とします。

信頼

常に幅広い知識で親身に相談に対応できる職員の教育に努め、日々の行動をもって信頼を築きあげます。

変革

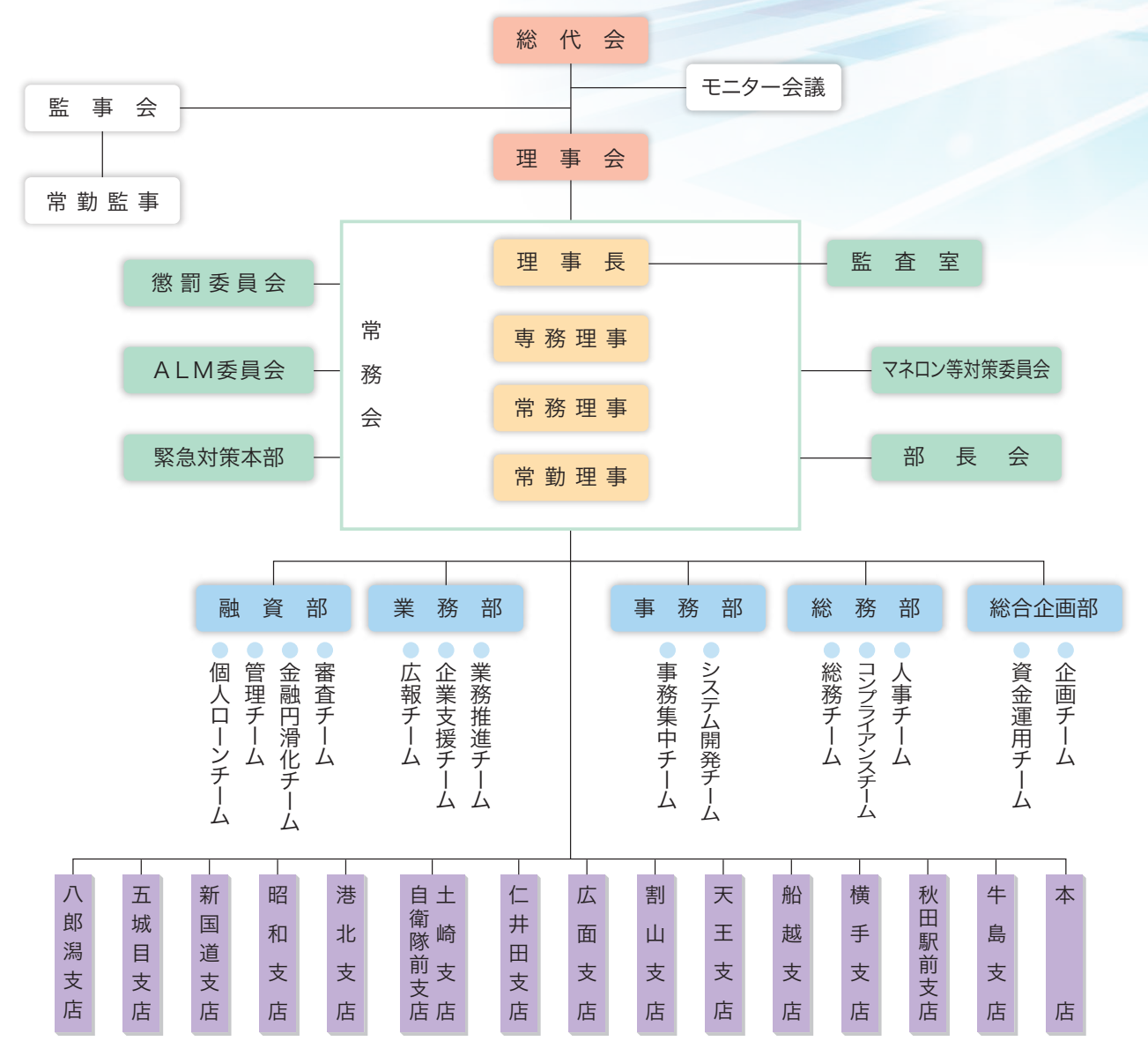
時代の変化「いま」を豊かな感性で受けとめ常に創意工夫、意識改革をもって新しい発想で積極的に業務に取り組みます。

秋田信用金庫のあゆみ

1911年 3月	信用事業を単営として、産業組合法による有限責任秋田共益信用組合設立。 本店所在地 秋田市茶町梅の町1番地
1942年 6月	牛島支店 開設
1943年 4月	組織変更により秋田共益信用組合となる。
1949年 6月	秋田駅前支店 開設
1950年 4月	組織変更により秋田信用組合となる。
1951年 1月	船越支店 開設
1951年10月	組織変更により秋田信用金庫となる。
1952年11月	横手信用組合の事業全部を譲り受け、横手支店を開設。
1954年10月	南通り支店 開設
1958年 8月	脇本支店 開設
1961年 1月	本店新築移転（現在地）
1963年11月	川尻支店 開設
1973年 7月	天王支店 開設
1976年 9月	割山支店 開設
1979年12月	土崎支店 開設
1980年12月	広面支店 開設
1983年11月	仁井田支店 開設
1995年 4月	土崎信用金庫と合併
1995年 8月	合併により生じた重複隣接店（中通り支店、土崎支店、仁井田中央支店）の統廃合を実施。
1996年 4月	ジョイフルシティ男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
1996年 7月	横手市役所出張所 開設（ATMコーナー）
1997年 3月	秋田駅出張所 開設（ATMコーナー）
1998年 9月	将軍野支店 廃止
1998年10月	泉支店 開設 将軍野出張所 開設（ATMコーナー）
1998年10月	秋田駅前支店にローンプラザを設置
1999年 7月	飯島支店 廃止 飯島出張所 開設（ATMコーナー）
2000年 4月	秋田駅前支店ローンプラザの取扱い業務を拡大し、土・日営業センターを開設
2001年 6月	創業90周年記念式典挙行
2002年 5月	イオン秋田ショッピングセンター出張所 開設（ATMコーナー）
2002年 7月	秋田県中央信用組合の事業譲受 男鹿出張所 開設
2002年 9月	ナイス仁井田南店出張所 開設（ATMコーナー）
2002年10月	土崎支店が地元病院との併合店舗として新装オープン
2002年12月	秋田市民市場出張所 開設（ATMコーナー）
2003年10月	五城目信用金庫と合併
2004年 7月	秋田拠点センターアルヴェ出張所 開設（ATMコーナー）
2004年10月	新国道支店 新装開店
2005年 4月	秋田駅前支店に土・日相談センターを開設。

2005年 9月	南通り支店・飯島支店（旧五城目信金）廃止 飯島北出張所開設（ATMコーナー） イオン秋田ショッピングセンター出張所・将軍野出張所 廃止（ATMコーナー）
2005年10月	自衛隊前支店 新装開店
2007年 7月	本店新築 営業開始
2008年 4月	本店・別館グランドオープン
2008年 9月	横手市役所出張所 廃止（ATMコーナー）
2008年10月	ジョイフルシティ男鹿出張所 廃止（ATMコーナー）
2008年12月	船越支店スーパーセンターアマノ男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
2009年 4月	土・日相談センター 廃止
2010年 9月	川尻支店 廃止、本店川尻出張所 開設（ATMコーナー） 割山支店 新装開店
2011年 4月	飯島北出張所 廃止（ATMコーナー）
2011年 6月	創業100周年記念式典挙行
2012年 6月	秋田拠点センターアルヴェ出張所 廃止（ATMコーナー）
2012年 7月	エリアなかいち出張所 開設（ATMコーナー）
2012年 9月	若美支店 廃止、船越支店若美出張所 開設（ATMコーナー）
2013年 4月	八郎潟支店 新装開店
2013年12月	仁井田支店 新装開店
2014年 9月	男鹿出張所 廃止、船越支店男鹿出張所 開設（ATMコーナー）
2014年11月	牛島支店 新装開店
2015年 3月	本店川尻出張所 廃止（ATMコーナー）
2015年 5月	天王支店潟上市役所出張所 開設（ATMコーナー）
2016年 4月	港北支店 新装開店、港北支店飯島出張所 廃止（ATMコーナー）
2016年 5月	本店秋田市役所出張所 開設（ATMコーナー）
2018年11月	船越支店 新装開店
2019年 9月	脇本支店 廃止 船越支店 脇本出張所開設（ATMコーナー）
2020年 9月	泉支店 廃止 新国道支店 泉出張所開設（ATMコーナー） 秋田駅前支店 秋田駅出張所 廃止 秋田駅前支店 エリアなかいち出張所 廃止
2020年10月	秋田駅前支店 新装開店
2021年 3月	創業110周年
2021年 9月	秋田市役所出張所、秋田市民市場出張所、ナイス南店出張所、スーパーセンターアマノ男鹿店出張所、潟上市役所出張所 廃止（ATMコーナー）
2022年 9月	船越支店 若美出張所、新国道支店 泉出張所廃止（ATMコーナー）
2022年10月	五城目支店 移転新装開店
2022年12月	船越支店 男鹿出張所 移転（ATMコーナー） 昭和支店 新装開店
2025年 6月	横手支店 新装開店
2026年 3月	自衛隊前支店 土崎支店へ移転（ランチ・イン・ランチ方式） 土崎支店 自衛隊前出張所 開設（ATMコーナー）
2026年 7月	天王支店 移転新装開店

秋田信用金庫組織図



理事・監事の氏名及び役職名

理事長 (代表理事)	菅原 浩	非常勤理事	小玉真一郎(※1)	常勤監事	松田 寿志
専務理事 (代表理事・総合企画部長)	菊地 孝浩	非常勤理事	西村 幸彦(※1)	非常勤監事	加藤 永久
常務理事 (代表理事・総務部長)	金子 尚志	非常勤理事	長谷川尚造(※1)	非常勤監事	三浦 清(※2)
常勤理事 (融資部長)	相原 久朝	非常勤理事	奥山 信吾(※1)		
常勤理事 (事務部長)	菅原 徹				
常勤理事 (業務部長)	工藤 智之				

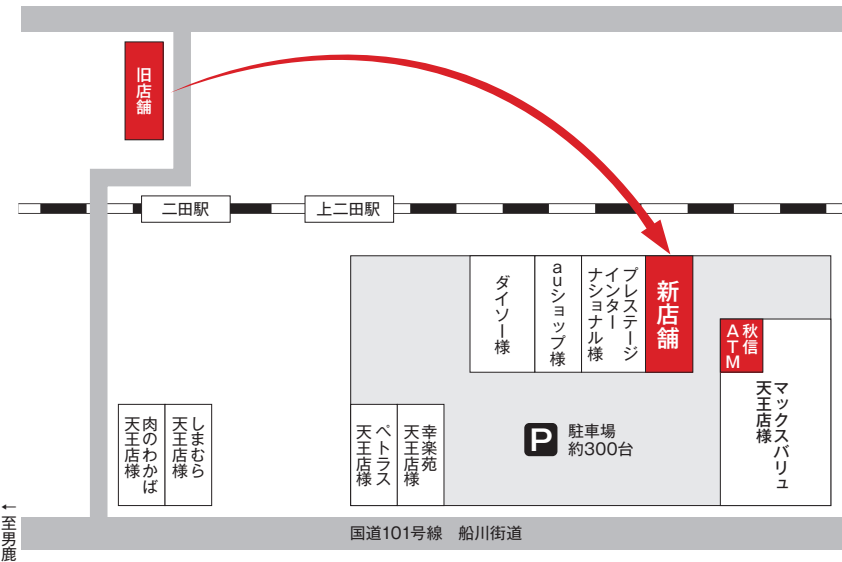
※1 理事 小玉真一郎、西村 幸彦、長谷川尚造、奥山 信吾は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 三浦 清は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

〈あきしん〉店舗一覧

本 店	〒010-0921 秋田市大町三丁目3-18 TEL 018-823-5116 FAX 018-823-5117
牛 島 支 店	〒010-0062 秋田市牛島東一丁目2-5 TEL 018-833-3434 FAX 018-832-8104
秋田駅前支店	〒010-0001 秋田市中通二丁目5-1 TEL 018-832-2140 FAX 018-832-8109
横 手 支 店	〒013-0022 横手市四日町4-27 TEL 0182-32-6380 FAX 0182-32-6377
船 越 支 店	〒010-0341 男鹿市船越字内子97 TEL 0185-35-3011 FAX 0185-35-3012
天 王 支 店	〒010-0201 潟上市天王字蒲沼63-27 (マックスバリュ天王店SC 内) TEL 018-878-3135 FAX 018-878-5316
割 山 支 店	〒010-1605 秋田市新屋勝平町3-30 TEL 018-863-8100 FAX 018-824-3326
広 面 支 店	〒010-0041 秋田市広面字樋ノ沖15-1 TEL 018-832-5551 FAX 018-832-5552
仁 井 田 支 店	〒010-1427 秋田市仁井田新田二丁目16-3 TEL 018-839-7555 FAX 018-839-7551
土 崎 支 店	〒011-0946 秋田市土崎港中央一丁目17-23 TEL 018-845-0131 FAX 018-846-6217
港 北 支 店	〒011-0941 秋田市土崎港北七丁目2-43 TEL 018-845-0178 FAX 018-845-3411
昭 和 支 店	〒018-1401 潟上市昭和久保字堤の上91 TEL 018-877-4120 FAX 018-877-4123
新 国 道 支 店	〒010-0962 秋田市八橋大畑一丁目3-44 TEL 018-863-3315 FAX 018-863-3318
自衛隊前支店	〒011-0946 秋田市土崎港中央一丁目17-23 (土崎支店内) TEL 018-845-0131 FAX 018-846-6217
五 城 目 支 店	〒018-1793 南秋田郡五城目町東磯ノ目一丁目7-14 TEL 018-852-2115 FAX 018-852-2117
八 郎 潟 支 店	〒018-1612 南秋田郡八郎潟町字屋根下93-2 TEL 018-875-2544 FAX 018-875-4424

天王支店移転リニューアルオープン

お客様の利便性の向上と金融サービス充実のため、7月13日、マックスバリュ天王店SC内に天王支店を移転しリニューアルオープンいたしました。これからも、地域の皆様に愛され、ご満足いただけるようサービス向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



店舗外ATM

- **船越支店 男鹿出張所**
男鹿市船川港船川字新浜町1-19
道の駅おが(なまはげの里オガーレ)内
- **船越支店 脇本出張所**
男鹿市脇本脇本字石館16番地
マックスバリュ男鹿店内
- **五城目支店 イオンスーパーセンター 五城目店出張所**
南秋田郡五城目町大川字西野田屋前138
- **土崎支店 自衛隊前出張所**
秋田市土崎港東四丁目6-47

金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

貸出業務

手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越を取扱っております。

為替業務

内国為替業務として送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債及びその他の証券に投資しております。

附帯業務

日本銀行歳入代理店業務、地方公共団体の公金取扱業務、株式払込金の受入代理業務及び株式配当金・公社債元利金の支払代理業務、日本政策金融公庫等の代理貸付業務、信金中央金庫の信託契約代理業務、保護預かり及び貸金庫業務、有価証券の貸付、債務の保証、公共債の引受、国債、投資信託の窓口販売、保険業務、スポーツ振興くじの払戻業務等を取扱っております。



信金中央金庫 ～信用金庫の中央金融機関～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。



信用金庫の多様な業務サポート

- ◆ 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- ◆ 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- ◆ 地域創生やデジタルの活用など

信用金庫の経営サポート

- ◆ 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ◆ 信用金庫の業務効率化のサポート
- ◆ 信用金庫の健全性確保に向けたサポート

信用金庫業界の資金運用

- ◆ 全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

信金中金グループ

証券業務

- しんきん証券(株)
- 信金インターナショナル(株)

金融関連業務

- 信金シンガポール(株)
- 信金ギャランティ(株)
- しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 信金キャピタル(株)

その他業務

- しんきん地域創生ネットワーク(株)
- (株)しんきん情報システムセンター
- 信金中金ビジネス(株)



邦銀トップクラスの格付

格付機関

長期格付

ムーディーズ (Mood y's)	A1
S&Pグローバル・レーティング (S&P)	A
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

2026年3月末現在

2025 年度の事業概況

事業方針

2024年度から「地域に深く寄り添い、共に考え成長する3年間」と位置づけ、新中期経営計画「すべては秋田のために」がスタートしました。

中期経営計画中間年度である2025年度は、米国の関税政策、円安やインフレによるコスト増、人手不足や賃上げなど困難な課題が複合的に発生している中、「お客さまの経営支援の強化」「地域に寄り添う人材の育成」「経営力・経営管理態勢の強化」を基本戦略に掲げ、経営改善や商取引等拡大・促進等の事業者支援の強化に取り組んだ他、経営力・経営管理態勢の強化に取り組むなど、持続可能なビジネスモデルの基盤構築に取り組んで参りました。

当金庫の決算概況について

2025年度決算は、預金は、個人および一般法人の定期性預金の増加を主因に、前期比3,448百万円増加の146,140百万円となりました。

貸出金は、一般法人向け貸出金が減少しましたが、マイカーローン等の個人向け貸出金の増加および金融機関向け貸出金の増加を主因に、前期比758百万円増加の83,641百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、市場金利の上昇や日本銀行の利上げ等から貸出金利息、有価証券利息配当金、預け金利息がそれぞれ増加したほか、株価指数連動型上場投資信託（E T F）売却による株式等売却益の計上等有価証券関連益の増加により、前期比647百万円増加の3,204百万円の計上となりました。一方、経常費用は、預金金利の引上げに伴う預金利息の増加や個人ローンの保証料増加による役務取引等費用の増加に加え、急激な長期金利上昇の影響で時価が下落した債券（仕組債）の売却損や減損を主因に、前期比592百万円増加の2,934百万円の計上となりました。

この結果、経常利益は、前期比55百万円増加の270百万円の計上となり、法人税等および法人税等調整額113百万円計上後の当期純利益は、前期比20百万円増加の156百万円となりました。

金利変動リスクによる一時的な損益（債券の売却・償還損益、償却）を除く、金庫本業の利益を示すコア業務純益は、資金運用収益の増加を主因に、前期比99百万円増加の515百万円となりました。

今後の方針について

中期経営計画最終年度となる2026年度は、中東情勢の緊迫化を受けて内外経済の先行きに不透明感が広がる中、高市政権と日銀との金融政策を巡る動向など、変化の激しい時代において、デジタル化やA Iの進展による業務の変革へ向き合っていくと共に、信用金庫の強みである「地域に根差し、人と向き合って培われる地縁人縁」を活かして ～すべては秋田のために～ を実践する一年とします。



業況及び諸比率の推移

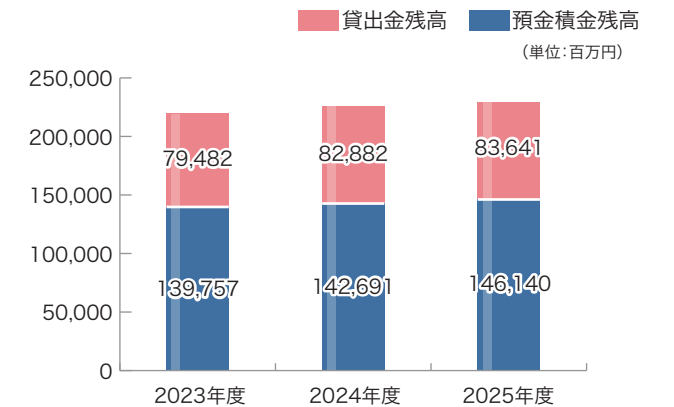
預金貸出金残高

預金は、個人および一般法人の定期性預金が増加したことから前期比3,448百万円増加し、146,140百万円となりました。

貸出金は、一般法人向け貸出が減少しましたが、マイカーローン等の個人向け貸出および金融機関向け貸出が増加し前期比758百万円増加し、83,641百万円となりました。

	2023年度	2024年度	2025年度
預金積金残高(百万円)	139,757	142,691	146,140
貸出金残高(百万円)	79,482	82,882	83,641

預貸金の推移



不良債権

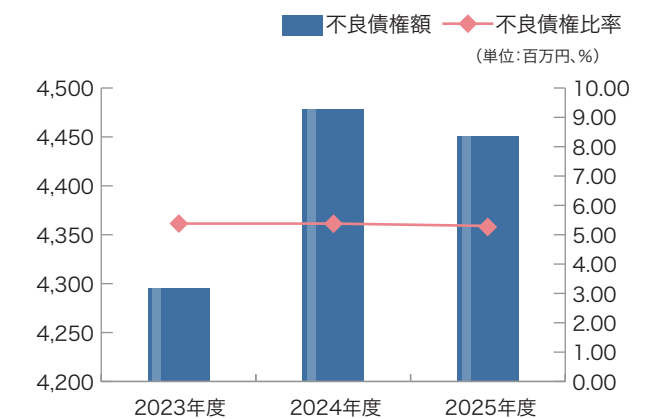
不良債権比率は、代位弁済や償却の実施などから不良債権残高が前期比27百万円減少したほか、貸出金全体の残高増加から、前期比0.08ポイント低下し5.30%となりました。

また、不良債権の96.60%が貸倒引当金や担保・保証等により保全されており、万全の備えをしております。

	2023年度	2024年度	2025年度
不良債権額(百万円)	4,296	4,478	4,451
不良債権比率(%)	5.38	5.38	5.30

(金融再生法開示債権)

不良債権額・比率(金融再生法開示債権)の推移



自己資本比率

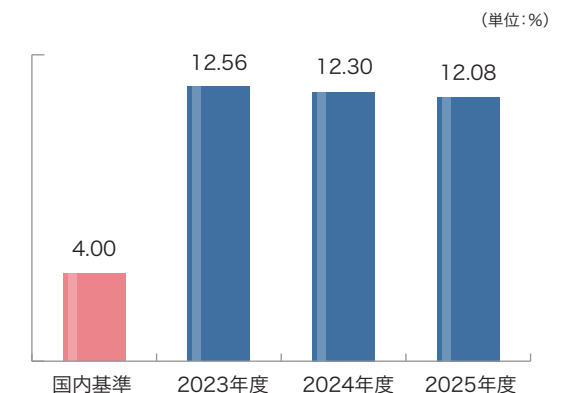
自己資本比率とは、総資産に占める自己資本の割合のこととて、金融機関の安全性・健全性を示す指標の一つとされており、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

信用金庫は、国内に特化する金融機関であることから、国内基準で4%以上の自己資本比率を維持することが義務付けられております。

当金庫の自己資本比率は、前期を上回る利益計上となりましたが、資本参入分となる一般貸倒引当金が減少したことなどから自己資本額が前期比5百万円減少したほか、資産の増加によりリスク・アセットが前期比1,177百万円増加したことから、0.22ポイント低下し12.08%となりましたが、引き続き高水準を維持しております。

	国内基準	2023年度	2024年度	2025年度
自己資本比率(%)	4.00	12.56	12.30	12.08

自己資本比率の推移



総代会について

総代会制度について

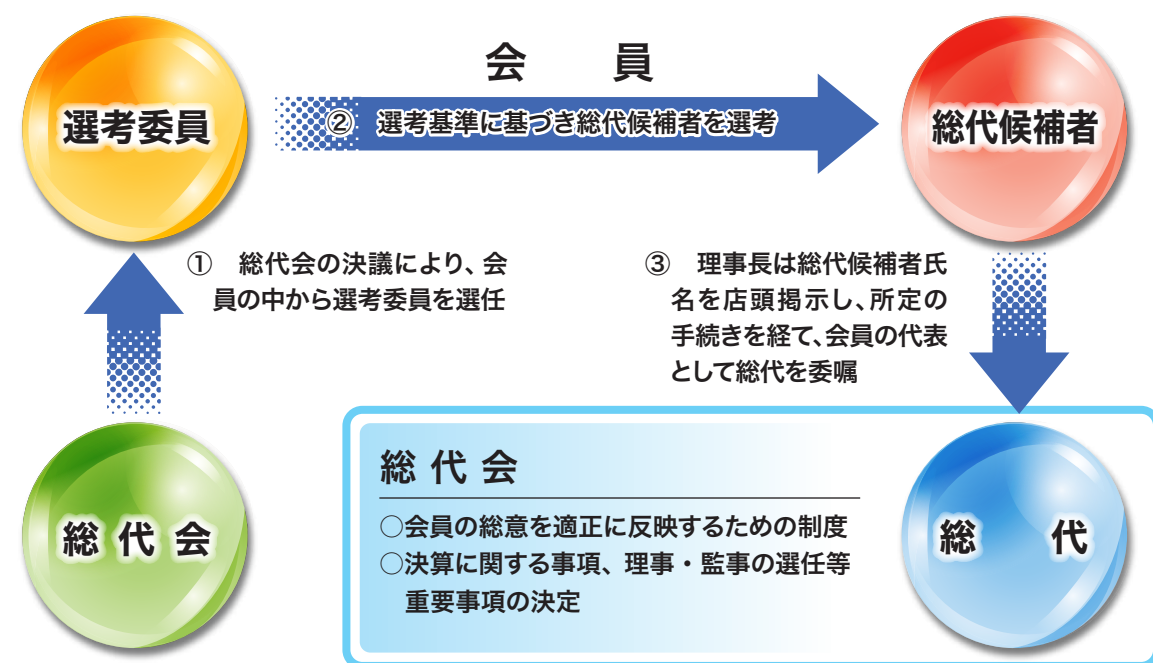
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。

会員となるためには定款で定める一定額以上の出資をすることが必要ですが、出資口数に関係なく、会員は一人一票の議決権を持っております。

会員は総会を通じて信用金庫の経営に参加しますが、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、理事、監事の選任等の重要事項を決議する最高機関であり、会員ひとりひとりの意見を適正に反映できるよう、会員の中から選任された総代により運営されております。

当金庫では総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や会員の皆様をはじめとして、さまざまなお声を営業施策に反映させるように努めております。また、総代選出に関する意見・要望等についても、適切に対応できるよう体制の整備に取り組んでおります。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は100名以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- (3) 総代は満70歳を定年とし、重任は原則3回までとしております。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。総代の選考は総代候補者選考基準（注）に基づき、右図の手続きを経て選考されております。

（注）総代候補者の選考基準

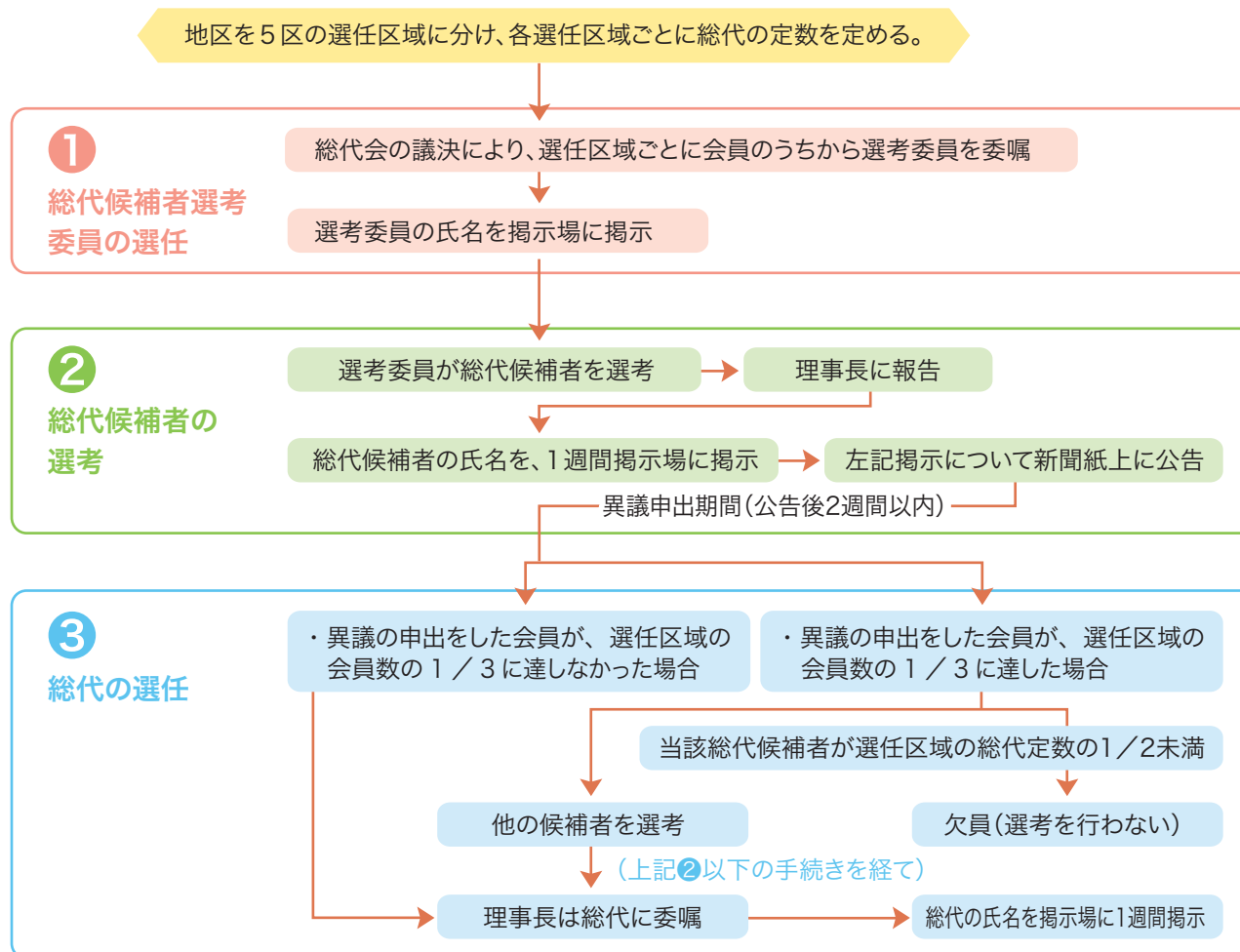
1. 資格要件

当金庫の会員であること

2. 適格要件

- (1) 良識をもって正しい判断ができる方
- (2) 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
- (3) 人格・識見にすぐれ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- (4) 満70歳に満たない方

●総代が選任されるまでの手続きについて



第77回通常総代会の議事

2026年6月26日開催の第77回通常総代会において、以下の報告事項および決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

① 報告事項

第116期（2025年4月1日～2026年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

② 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 役員賞与支給の件

秋田信用金庫総代名簿（98名）

*氏名の後の数字は総代への就任回数
⑨※は9期目以上
*区域毎・店舗毎五十音順

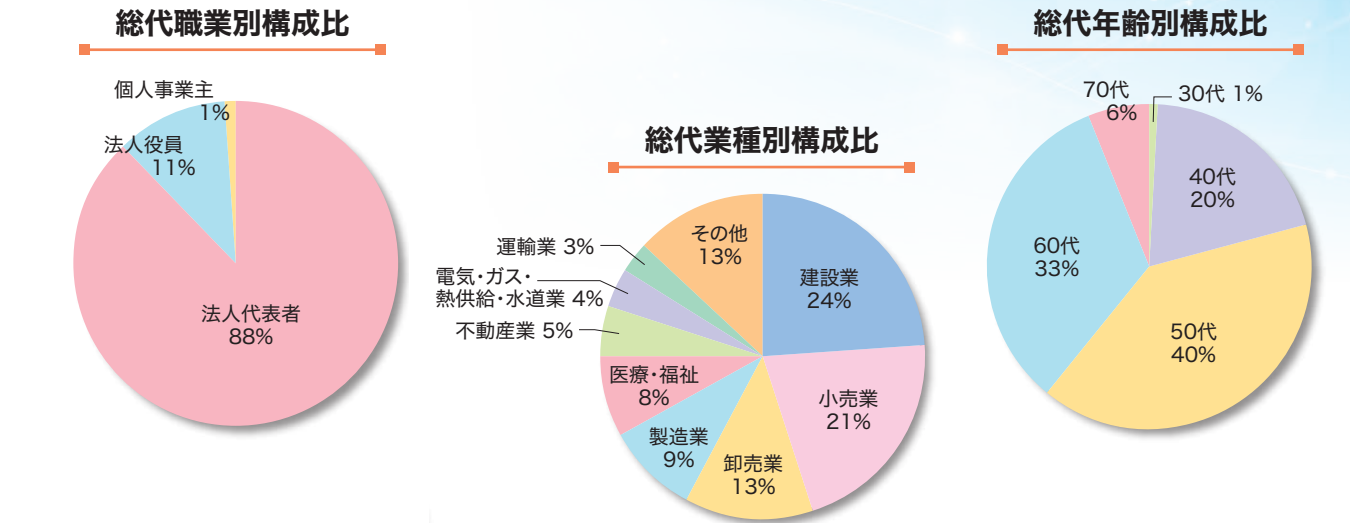
区	総代数		氏 名			
第1区	44名	本店	伊藤 源通 ⑥	小国 輝也 ⑨※	金子 敬司 ⑤	木村 昌永 ⑤
			佐川 俊英 ⑤	佐々木創一 ④	佐野 元彦 ⑨※	進藤 史明 ④
			進藤 文仁 ⑨※	鈴木 嘉彦 ④	大門 一平 ⑨※	辻 良之 ⑨※
			那波 尚志 ③	納谷 崇 ④	成田 静佳 ②	畠山 靖光 ①
			平川 英男 ⑦	平野 久貴 ⑨※	深澤 功 ⑨※	村田 良太 ③
			渡辺 正宏 ⑦			
		牛島支店	金山 智紀 ⑦	今野 環 ③	斎藤 秀光 ②	佐藤 宗樹 ④
第2区	18名	秋田駅前支店	加藤 真 ①	川口 雅丈 ④	今野 秀一 ②	佐藤 宏 ②
		割山支店	大友 潤一 ①	児玉 太志 ⑤	瀬谷 昇 ③	
		広面支店	河邊 宏之 ⑦	高貝 智一 ①	最上 幸司 ③	
		仁井田支店	田村 典幸 ②	堀井 正己 ⑥	松澤 実 ②	
		新国道支店	青木 祐子 ②	石井久美子 ③	石山 金慶 ①	中村 建吾 ⑤
			畠山 亨 ⑤	脇屋 晃大 ②		
		土崎支店	面山 浩康 ③	加藤 耕 ③	佐田雄一郎 ⑤	佐藤 宏樹 ③
第3区	5名	港北支店	佐藤 寛樹 ①	高木 康彦 ①	高安 恒治 ④	田村 充 ②
			西宮 公平 ⑤	林 徳彦 ③	細川 信二 ③	
		自衛隊前支店	石川 恭子 ④	金坂 大志 ③	櫻庭 長悦 ④	佐藤 竹弥 ③
第4区	20名		藤原 典明 ③	松田 鉱史 ⑨※		
		横手支店	小玉 哲也 ⑤			
		船越支店	江上 雅敏 ⑤	遠藤 優子 ①	萱森 賢雄 ①	熊谷 邦夫 ⑥
			若林 勲 ⑨※			
第5区	11名	天王支店	天野 貴明 ③	加藤 正己 ⑦	鎌田 智仁 ②	小坂 隆成 ⑨※
			佐藤 均 ⑥	清水 隆成 ②	菅原 広大 ①	杉本 貞彦 ④
		昭和支店	鈴木 裕一 ③	半田 信 ④	安田 張幸 ②	
第6区	11名	五城目支店	石場 透 ①	瀬下 正人 ⑤	西村 聖 ⑤	三浦 将人 ④
		八郎潟支店	齊藤 豊隆 ②	佐藤 賢一 ①	佐々木利広 ②	菅原 全 ②
第7区	11名		畠山宗太郎 ③			
		五城目支店	加藤 政之 ④	小玉 清人 ②	齊藤 徹 ④	佐藤 輝夫 ①
第8区	11名		畠山 光 ⑤	渡部 隆彦 ③	渡邊 信彦 ②	
		八郎潟支店	石井 広樹 ①	工藤 優介 ①	菊地 文人 ②	小浜 聡明 ②

(2026年7月現在)

●選任区域は下記の通りとなっております。

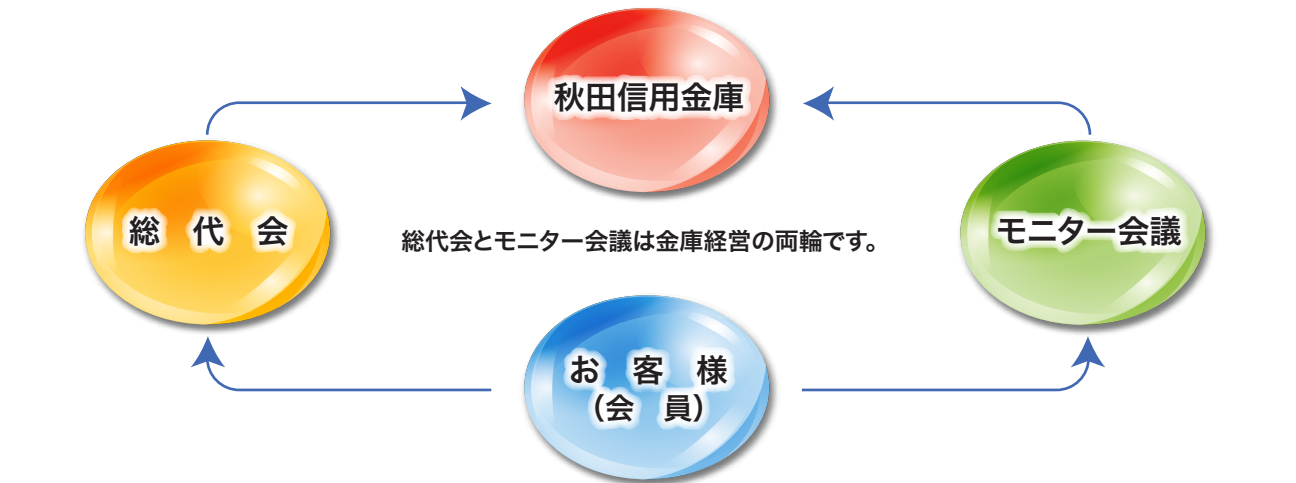
- 第1区 第2区に定める地区を除く秋田市
- 第2区 飯島、金足、上新城、港北、下新城、將軍野、土崎港
- 第3区 仙北市、大仙市、にかほ市、湯沢市、由利本荘市、横手市、雄勝郡羽後町、東成瀬村、仙北郡美郷町
- 第4区 男鹿市、潟上市
- 第5区 大館市、鹿角市、北秋田市、能代市、鹿角郡小坂町、南秋田郡井川町、大潟村、五城目町、八郎潟町、山本郡八峰町、藤里町、三種町、北秋田郡上小阿仁村

総代の属性別構成比



モニター会議について

当金庫では、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化に向けた取り組みとして、総代を定年で退いた方、年金受給者、個人事業主、企業経営者などから、幅広くご意見・ご提言等を募り金庫経営に生かしたいと2004年4月、秋田信用金庫モニター会議を発足いたしました。任期は総代と同じ3年で、原則年1回モニター会議を開催しております。



モニター名簿（69名）

＊店舗順・五十音順

モニター数		氏 名							
8名	本店	伊藤 和宏 野口 久榮	伊藤 健一 藤井 明	小野泰太郎	木村 友勝	嵯峨 兼信	竹谷 繁		
2名	牛島支店	鎌田 良勝	吉川 宏悦						
4名	秋田駅前支店	境田 幸子	高橋 定雄	平澤 孝夫	藤原 聖山				
2名	横手支店	奥山 和彦	多賀糸敏雄						
9名	船越支店	板橋 広光 藤田 隆一	大坂 真一 三浦 家昭	鎌田 仁麿 守屋周治郎	清水 重輝	杉本 馨	鈴木 鉦		
3名	天王支店	佐藤 富隆	西村 武	三浦 義弘					
2名	割山支店	岡田 憲二	出原 晃						
2名	広面支店	木曾 勝広	高貝 博美						
2名	仁井田支店	田村 典美	松澤 茂						
9名	土崎支店	穴山 一夫 高木 紘一	加賀谷 毅 林 明夫	木村 繁 平塚 捷悦	小玉 久則	佐藤 嘉樹	品田 福男		
3名	港北支店	土田 由仁	保坂 進	宮腰 徹					
5名	昭和支店	小玉 敏央	佐藤 幸子	佐藤 忠廣	畠山順太郎	安井 信英			
6名	新国道支店	青木 久悦	金沢 寛	児玉 健一	篠田 照子	七山 慎一	脇屋 憲一		
1名	自衛隊前支店	佐藤 登							
6名	五城目支店	荒川 達雄	今村 龍雄	齊藤 健悦	舘岡 正雄	宮田 正	渡邊 誠一		
5名	八郎潟支店	工藤 幸子	小浜 富一	高橋 秀一	松田 與一	柳田 裕平			

（2026年7月現在）

リスク管理体制

金融の自由化・グローバル化・IT化の進展に伴い、金融機関の業務はますます多様化・高度化しており、より複雑なリスクへの対応が求められております。

当金庫では、リスクの種類ごとに担当部署を設置し、担当部署が把握した各種リスクを一元管理する統合的なリスク管理体制を構築しているほか、リスク管理に関する基本方針を年度ごとに定め直面する様々なリスクに対応するなど、経営の健全性と適切な業務運営を図る取り組みを行っております。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、流動性、収益性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、統合リスク管理の一環としてVaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）によりリスク量を計測するなど、リスク管理に万全を期しております。

個別貸出案件の審査・与信管理につきましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による常務会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議している他、監査部署の営業店実地監査により与信事務の適切性等を検証しております。

信用コストである貸倒引当金は、当金庫「資産自己査定規程・要領」と「償却および引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴い損失を被る金利リスク、株式や債券などの価格変動に伴い損失を被る価格変動リスク、為替の変動に伴い損失を被る為替リスク、有価証券等の発行体の信用状況悪化等に伴い損失を被る市場信用リスク等をいいます。

当金庫では、安定した収益を確保するためリスクテイクしながらも「市場リスク管理要領」、「資金運用規程」に基づき厳正なる管理を行っております。

具体的には、VaR（バリュー・アット・リスク：ポートフォリオの予想最大損失額を統計的に求めたもの）等をリスク指標として使用し、計測したリスク量をコントロールするなどリスク管理に万全を期しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りに支障をきたす場合又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場において取引が成立しない場合又は通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、「流動性リスク管理要領」により、平常時・懸念時・危機時と資金繰りの重要度に応じて管理を行っております。また、支払準備資産を主に信金中央金庫に預け入れることにより、懸念時・危機時には信用金庫業界のバックアップ機能が発揮されます。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク等をいいます。

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

○ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ったり、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理につきましては、「事務リスク管理要領」に基づき本部・営業店が一体となり、厳正な事務取扱要領の整備とその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

○ システムリスク

システムリスクとは、システム情報資産の事故、故障、破壊、不正利用、誤処理、又は漏洩により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理につきましては、「システムリスク管理要領」、「サイバーセキュリティ管理要領」等に基づき、コンピュータシステムの安全性・信頼性を維持しています。また、万一業務遂行に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合は、緊急対策本部の指示のもと障害発生時の事務処理体制に入ることとなっており、危機管理にも万全を期しております。

○ その他のリスク

その他のリスクにつきましては、苦情相談部署の設置による苦情に対する適切な処理、厳正な個人情報管理態勢の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、お客様保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。金融機関にはその社会的機能から高い公共性を求められており、コンプライアンスへの取り組みが一層重要となっております。

当金庫では、日々の業務活動のなかで地域社会、お客様に誠実に応えていくことこそコンプライアンスの「本質」とであると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするためのすべての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考えております。「コンプライアンス規程」を定め、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を実施する等を通じて役職員一人ひとりの意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するため、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンスの企画、推進ならびに各部署各営業店に対する支援機能を強化しているほか、各営業店にはコンプライアンス責任者を配置し、法令や内部規程等の遵守状況を確認するなど体制の整備に努めております。

なお、当金庫は、マネー・ローングリング・テロ資金供与・拡散金融（以下マネロン等と表記）の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、総務部を主管部署、コンプライアンス部署統括役員を責任者として定めるとともに、マネロン等対策委員会、及びその下部組織としてマネロン等対策作業部会を立ち上げ、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しております。また、経営陣においてマネロン等対策を主導的に関与し、営業店・各部署間で連携した枠組みの構築、並びに役職員へのマネロン等に関する研修を行い、幅広い知識の獲得にも努めてまいります。

今後もより一層信頼され安心してお取引いただけるよう、法令等遵守態勢の確立と強化に全力で取り組んでいくこととしております。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

2025年7月1日

当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本基本方針を遵守いたします。

お客さまにおかれましては、本基本方針に対するご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

1. はじめに

秋田信用金庫は、経営理念に「共生・信頼・変革」を掲げ、地域のお客さまのニーズにお応えするため、日々の業務に取り組んでおります。

また、お客さまからお寄せいただくご意見・ご要望は、当金庫のサービスの改善等において、大変貴重な機会と考えております。

一方で、一部のお客さまの要求や言動の中には、役職員の人格を否定する暴言、脅迫、暴力など、役職員の尊厳を傷つけるものもございます。こうした社会通念に照らして著しく不当な行為は、役職員の就業環境を悪化させるだけでなく、お客さまにご満足いただけるサービスの提供にも悪影響を及ぼしかねません。

役職員の安全な就業環境を確保することで、役職員が安心して業務に取り組むことが可能となり、ひいては、お客さまとの関係をより良いものとするにつながると考え、本基本方針を定めました。

※本基本方針では、当金庫で働く全ての人を「役職員」、当金庫の役職員が業務上対応する全ての人を「お客さま」として定義し、それぞれ使用しております。

2. カスタマーハラスメントの定義

お客さまから役職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、役職員の就業環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

3. カスタマーハラスメントに該当する行為

カスタマーハラスメントに該当する行為は、例えば、以下のとおりであると考えております。

当金庫は、カスタマーハラスメントに該当し得る行為が発生した場合、個々の事案に応じ、当該行為がカスタマーハラスメントに該当するかを検討し、適切に対応いたします。

(1) 暴力・暴言など

- ①身体的な攻撃（暴力行為等）
- ②精神的な攻撃（暴言等）
- ③威圧的な言動
- ④差別的な言動

(2) 過度または不当な要求

- ①サービスに瑕疵、過失が認められない事案に対する要求
- ②サービスとして提供していない内容の要求
- ③過度な金銭補償の要求
- ④過度な謝罪の要求

(3) その他ハラスメント行為・迷惑行為

- ①性的な言動
- ②土下座の要求
- ③執拗な言動
- ④長時間に渡る拘束
- ⑤役職員個人への攻撃や嫌がらせ
- ⑥その他不可能な行為や抽象的な行為の要求

4. カスタマーハラスメントへの対応

当金庫はカスタマーハラスメントに対して以下のとおり対応いたします。

- (1) お客さまの行為がカスタマーハラスメントに該当すると当金庫が判断した場合には、毅然とした対応を取らせていただきます。
- (2) 悪質なカスタマーハラスメントの場合は、警察または弁護士などの外部機関・外部専門家と連携し対応させていただく場合がございます。

5. 役職員への対応

当金庫は役職員に対し、以下の対応を実施いたします。

- (1) カスタマーハラスメントの判断基準や対応方法について、教育を行います。
- (2) カスタマーハラスメントの被害者に対しては必要な支援を行います。

以上



金融ADR制度への対応

金融商品・サービスが多様化・複雑化する中で、金融機関と利用者との間のトラブルが紛争に発展する可能性が大きくなっています。しかし、訴訟による解決では時間と費用の面で利用者にとって負担が大きいことから、2010年10月1日から裁判外の紛争解決制度（金融ADR制度）が導入されました。

当金庫では、金融ADR制度へ以下のとおり対応することとしております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

- 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

秋田信用金庫 総務部
住 所：秋田県秋田市大町三丁目3-18 フリーダイヤル：0120-345-112 FAX：018-823-5110
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日） 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

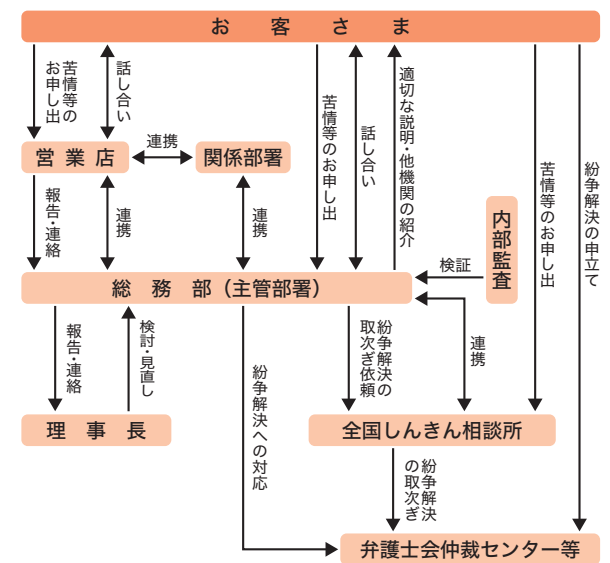
	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<http://www.akishin.com>）をご覧ください。

- 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、秋田弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。
- 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、仙台弁護士会や山形弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

- 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
（1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
（2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
（3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
（4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
（5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
（6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
（7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
（8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
（9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
（10）苦情等への取組体制



信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)			
区 分		2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		967	1,019
危 険 債 権		3,220	3,373
要 管 理 債 権		290	58
	三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	290	58
小 計 (A)		4,478	4,451
保 全 額 (B)		4,154	4,300
	個別貸倒引当金 (C)	806	932
	一般貸倒引当金 (D)	110	6
	担保・保証等 (E)	3,237	3,361
保 全 率 (B)／(A) (%)		92.76	96.60
引 当 率 ((C) + (D))／((A)－(E)) (%)		73.81	86.14
正 常 債 権 (F)		78,655	79,425
総 与 信 残 高 (A) + (F)		83,134	83,877

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

1. 対象役員
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

- (1) 報酬体系の概要
- ①基本報酬及び賞与
- 非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員の支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。
- 各理事及び監事の賞与額につきましては前年度の業績等を勘案し、毎期総代会において支払額の承認を得た後、支払っております。
- ②退職慰労金
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

- (2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	90

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」66百万円、「賞与」11百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

- (3) その他
- 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第2条1項3号、4号及び6号並びに第3条1項3号、4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
- なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2％以上の資産を有する会社等を行います。なお、2025年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

営業のご案内

融資商品

事業資金

種 類	特 徴	ご融資金額	ご返済期間
一 般 の ご 融 資	割引手形 …… 一般の商業手形の割引をいたします。 手形貸付 …… 仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。 証書貸付 …… 設備資金など長期の資金需要にお応えいたします。 当座貸越 …… 極度額まで当座決済資金をご融資いたします。		
あきしん中小企業 サポートローン	運転資金専用の商品です。 担保・第三者保証人は不要です。	3,000万円以内	1年以内
あきしん「創業ローン」	秋田県内で新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を 2期終えていない方のためのご融資です。 日本公庫との連携商品です。	合計4,000万円以内 (当 金 庫：1,000万円以内) (日本公庫：3,000万円以内)	10年以内
ソーラーシェアリング ローン「S O R A」	ソーラーシェアリング設備専用の商品です。	2,000万円以内	15年以内
あきしん法人向け フリーローン「クイック」	事業資金であればお使いみち自由の法人向けフリーローンです。 期日一括返済（期間1年以内）もご利用いただけます。	10万円～500万円 (業歴2年未満の場合は 200万円以内)	6ヶ月以上10年以内 (業歴2年未満の場合は 5年以内)

個人ローン

「◆」が表示されているローンはW E B完結型取扱商品です。
「★」が表示されているローンは当金庫HPより事前審査がお申し込みいただけます。
「◎」が表示されているローンは「プライム」の取扱があります。

ネット 申込	プライム	種 類	特 徴	ご融資金額	ご返済期間
★		あ き し ん 「住 宅 ロ ー ン」	新築、増改築、住まいに関する費用に幅広くご利用いただけます。 お借入時からの固定金利期間が3年、5年、10年からお選びいただけます。また、変動金利型もお取扱しています。	10万円～1億円	50年以内
★	◎	スマート住宅ローン	不動産の購入、リフォーム、住宅ローンの借換資金にご利用できます。 担保は不要です。	1万円～ 2,000万円	3ヶ月以上 20年以内
◆	◎	カーライフプラン	新車・中古車・オートバイの購入、免許取得、車庫の新築、借換 資金にご利用できます。	1万円～ 1,000万円	3ヶ月以上 15年以内
★		あ き し ん E V ロ ー ン	EV・PHV・FCV・HVの新車購入、新車購入と同時に自宅敷地 内に充電機器等設置の費用にもご利用できます。	10万円～ 1,000万円	6ヶ月以上 15年以内
◆	◎	子育てサポート 教 育 プ ラ ン	学校納付金、教材購入費、引越し代の他、教育関連ローンの借換 資金にもご利用できます。	1万円～ 1,000万円	3ヶ月以上 16年以内
★		プ レ ミ ア ム フ リ ー ロ ー ン	ご融資金額は最高1,000万円。 お使いみちは自由です。(事業資金にはお使いいただけません)	10万円～ 1,000万円	6ヶ月以上 10年以内
◆		大型スピードローン	お使いみち自由のフリーローンです。最短60分のスピード審査です。 事業資金にもお使いいただけます。	10万円～ 1,000万円	6ヶ月以上 15年以内
		福 祉 プ ラ ン	お申込される方のご親族のための介護用機器の購入・設置費用、 老人ホーム入居一時金にお使いいただけます。	1万円～ 500万円	3ヶ月以上 10年以内
		シニアライフローン	当金庫にて年金をお受取の方がご利用できます。リフォーム、自 動車購入等さまざまなお使いみちにご利用できます。ご返済は毎 月返済の他、2ヶ月ごとの隔月返済もできます。	1万円～ 100万円	3ヶ月以上 10年以内
◆		職域サポートローン	当金庫と契約を結んでいただいた事業所にお勤めの方限定のローンです。 ①自動車関連資金②教育資金③住宅・リフォーム関連資金及び①～③の 借換資金にご利用できます。	1万円～ 1,000万円	3ヶ月以上 15年以内
◆		職域フリーローン	当金庫と契約を結んでいただいた事業所にお勤めの方限定のローンです。 お使いみちは自由です。事業性資金にもお使いいただけます。	1万円～ 500万円	3ヶ月以上 10年以内
		教育カードローン	お子様等の在学中は学校納付金など必要な教育資金の借入を、極度額の範 囲内でA T Mでお借入できます。在学中のご返済は利息のみとなります。 医・薬学部等の6年制大学など在学习期間が4年を超える場合は最長7年 までご利用できます。 お子様のご卒業時には証書貸付へ切替し、毎月の元金返済となります。	50万円～ 500万円（極度額）	当座貸越期間 5年以内（在学期間が4 年を超える場合は最長7年） 証書貸付期間 3ヶ月以上10年以内
◆		あ き し ん カ ー ド ロ ー ン	お使いみち自由のカードローン。パート・アルバイトの方もお申込 でき、利用限度額の範囲内でA T Mからお借入できます。 ご返済は毎月定額返済となります。来店不要でご契約できる「W E B 完結」もお取扱しています。	10万円、20万円、 30万円、50万円、 100万円（極度額）	3年ごとの 自動更新
◆		カ ー ド ロ ー ン 「き ゃ っ す る」	お使いみち自由のカードローン。パート・アルバイト・専業主婦の方 もお申しいただけます。利用限度額の範囲内でA T Mからお借入でき ます。来店不要でご契約できる「W E B完結」もお取扱しています。	10万円～ 900万円（極度額）	3年ごとの 自動更新
		年金カードローン 「き ゃ っ す る」	年齢満60歳以上69歳以下で国民年金、厚生年金、共済年金を受 給されている方が対象のカードローンです。 利用限度額の範囲内でA T Mからお借入できます。	50万円（極度額）	3年ごとの 自動更新

◎プライムについて

当金庫において、次のいずれかの条件に当てはまる方は優遇金利でローンをご利用いただけます。

- ①当金庫ホームページからインターネット申込受付システムを利用して申し込んだ方
- ②「しんぎん保証基金保証個人ローン」、「しんぎん保証基金保証住宅ローン」のいずれかをご利用中でお借入日から6か月以上経過し、かつ直近の返済が行われている方、または完済から3年以内の方
- ③「あきしんカードローン」をご契約中（新規契約も含む）の方

預金種類について

種 類	特 徴	期 間	お預入額
普 通 預 金	給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。当金庫窓口の他、キャッシュカードをセットするとA T Mでも出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	普通預金と同様、給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。預金保険制度により、全額保護されます。利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
総 合 口 座	1冊の通帳に「ためる」、「支払う」の普通預金と「増やす」の定期預金がセットになった口座です。お預入れの定期預金を担保として「借りる」（自動融資）ことができます。（お預入れの定期預金合計額の90%、最高500万円まで） 給与、年金、配当金などの受取や公共料金、クレジットカードなどの自動振替口座に利用できます。	出し入れ自由	1円以上
期日指定定期預金	満期は最長3年。預け入れから1年を経過すれば、任意の日を満期日として指定できる他、元金の一部を払い出すことができます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6ヶ月ごとに金利が変わる定期預金です。	3年	100円以上
スーパー定期預金	どなたでもご利用でき、期間は1か月から5年まで選ぶことができます。お預入れ時の金利は満期日まで変わりません。 総合口座、定期預金通帳へはA T Mからもお預け入れできます。 (A T Mでの1回のお預入れは300万円未満となります)	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、1年、2年、 3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満	100円以上 1,000万円未満
大口定期預金	どなたでもご利用でき、1,000万円以上からお預かりできます。 お預入時の金利は満期日まで変わりません。		1,000万円以上
あきしん年金定期預金	当金庫へ公的年金または企業年金を振込されている方が対象の定期預金です。 お預入時の定期預金（期間1年）店頭表示金利に所定金利を上乗せした金利が適用されます。	1年	2,000万円以内
秋田県少子化対策応援ファンド協賛子育て 応援定期預金「元気隊」	秋田県少子化対策応援ファンドに協賛している定期預金です。 秋田県と提携している公共施設等で優待サービスが受けられる「サポーターパスポート」を申込みことができます。	1年	10万円以上
当 座 預 金	現金の代わりに支払われる手形や小切手を決済する預金です。 企業や個人事業主の方が業務上のお支払にご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまった資金の短期運用に適しています。 お預入時に解約予定日を決めていただきます。	7日以上	5,000円以上
積 立 定 期 預 金	普通預金からの自動積立の他、随時積立もできます。ご契約時に満期日を指定する「満期日指定型」の他、満期日を指定しない「エンドレス型」があります。「エンドレス型」はお預入れから1年過ぎますといつでもお支払できます。	満期日指定型 (据置期間3ヶ月) エンドレス型	100円以上
スーパー定期積金	毎月一定の日に一定の金額を掛込み、満期日にお支払します。確実に貯めたい方におすすめです。 窓口での掛込の他、指定口座からの自動振替もご利用いただけます。	6ヶ月以上 5年以内	毎月掛金 1,000円以上
財形預金（一 般） （住 宅） （年 金）	お勤め先を通じてお申込みいただく預金で、給与・ボーナスからの天引きによる積立です。目的に合わせた資金準備をお手伝いします。住宅財形預金と年金財形預金には非課税制度が設けられています。	一般：3年以上 住宅、年金 5年以上	100円以上

*預金商品のご利用の際は、次の点にご留意ください。

- ① 預金の種類により金利が異なります。店頭および当金庫HPにてご確認ください。
- ② 2016年10月1日からの「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正法の施行に伴い、口座開設等に際して、取引時確認における顔写真のない本人確認書類の取扱や法人のお客様の確認内容等を一部変更させていただくこととなりましたので何卒ご理解とご協力をお願い致します。
 - 取引時確認が必要な主な取引について
 - ・口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
 - ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - ・200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
 - ・融資取引 等これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

各種サービス業務

サービスの種類	サービスの内容
あきしん通帳レスアプリ	普通預金をお持ちでキャッシュカードを契約している個人のお客様がご利用いただけます。いつでもどこでも入出金明細や残高をスマホで確認できます。口座開設時の他、すでにお持ちの紙通帳からの切替もできます。
キャッシュカードサービス	キャッシュカード1枚でお預入れ、お引き出し、振込ができます。当金庫および全国の提携金融機関のATMの他、コンビニエンスストアのATMでもご利用できます。
インターネットバンキングサービス（個人・法人）	パソコン等から、振込、振替、残高照会、入出金明細照会などが簡単に行えます。定期預金のお預入れもできます。
投信インターネットサービス	インターネットに接続可能なパソコンまたはスマートフォンによる操作で投資信託が購入できる個人のお客様向けサービスです。
デビットカードサービス	「ジェイデビット」取扱店でのお買い物、飲食等のご利用代金をキャッシュカードで、お客様の口座から即座に決済するサービスです。
情報サービス	アンサーサービス、ファームバンキング等で、総合振込、口座振替、資金移動、取引明細照会および残高照会ができます。
自動振替サービス	公共料金や税金、授業料、各種保険料、ローン、各種クレジットなどの自動振替のお取扱をしています。
給与振込サービス	給料や賞与がご指定の預金口座へご入金されます。給与振込をご契約されている方は一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
年金自動受取サービス	公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）の他、企業年金がご指定の預金口座へご入金されます。当金庫へ公的年金または企業年金をお振込されている方は、「あきしん年金定期預金」のお預入ができます。また、一部ローン商品の金利優遇が受けられます。
公金代理収納サービス	国税、事業税、住民税、自動車税、固定資産税などの公金を、当金庫の窓口で払込みできます。
全自動貸金庫サービス	コンピューター管理でお客様の財産を守ります。本店別館1階に設置しています。
あきしんでんさいサービス（法人・個人事業主）	手形・売掛債権の問題点を克服した新たな金銭債権です。パソコン等ででんさいネットの記録原簿に電子記録をすることで支払いに利用することができます。でんさいネットを利用すると支払企業側においては手形の発行、振込準備など支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。また、手形と異なり印紙税が課税されない等のメリットがあります。
ネット口座振替受付サービス	当金庫が提携する企業との預金口座振替契約をインターネット上で締結できるサービスです。「預金口座振替依頼書」の記入や押印をすることなく預金口座振替契約が完了します。ご利用にあたっては当金庫普通預金のキャッシュカードが必要となります。（法人カード、代理人カード、貯蓄預金カード、ローンカードはご利用できません）
通帳記帳相互サービス	当金庫と提携している全国の信用金庫のATMで、普通預金（総合口座を含む）通帳、貯蓄預金通帳の記帳ができます。ただし、通帳の繰り越しはできません。
こ　と　ら　送　金	「株式会社こたら」が提供する少額の個人間送金サービスであり、同社に加盟する金融機関等の個人口座間において、スマホ決済サービス「Bank Pay」を通じて、1日あたり10万円まで手数料無料で送金できるサービスです。

その他の業務

	特　　徴
保 険 窓 口 販 売 （損害保険商品）	「しんきんグッドすまいる」：住宅ローンを利用しているお客様が対象の長期火災保険です。
	「標準傷害保険」：国内、海外を問わずさまざまな事故によるケガを補償します。補償充実・手続き簡単。万全のサポート体制でご提供します。
	「ビジネスプラン（業務災害補償保険）」：従業員の方の業務上の災害にかかわるさまざまなリスクを補償する保険です。
保 険 窓 口 販 売 （生命保険商品）	「しんきんらいふ年金FS」：一定期間の据え置き後、5年または10年にわたり年金として受け取ることができる生命保険です。
	「しんきんらいふ終身FS」：万一の場合の保障が生涯続き、ご契約後何歳でお亡くなりになられても保険金を受け取ることができる保険です。
	「夢みるこどもの学資保険」：お子様の進学時期にあわせて「学資一時金」、「学資年金」をお受取いただける貯蓄型の保険です。
信 託 商 品	しんきん相続信託「こころのボタン」：ご自分の将来やご家族の未来のために必要となる資金をあらかじめ準備できます。
	しんきん暦年信託「こころのリボン」：お子様へ、お孫様へ、ご家族への生前贈与をサポートします。
t o t o(トト) 当せん金払い戻し	スポーツくじ（トト）の当せん金の払い出し業務を取扱店窓口において行っております。取扱店：本店、秋田駅前支店、横手支店、船越支店、土崎支店、港北支店、五城目支店
個人向国債窓口販売	個人の方のみに販売される国債です。1万円からご購入いただけるお求めやすい国債です。
投資信託窓口販売	目的やライフプランに合わせて18ファンドをご用意しております。
個人型確定拠出年金 （iDeCo）	毎月掛金を拠出し、預金や投資信託など自分で選んだ商品で運用し、原則60歳以降に年金または一時金で受取る税制メリットのある年金制度です。

各種手数料のご案内

① 振込手数料

振込区分	宛 先	手数料
A T M	同一店宛	無 料
	本支店宛	無 料
	他 行 宛	550円
窓 口	同一店宛	440円
	本支店宛	550円
	他 行 宛	880円
インターネット・バンキング ホーム・バンキング ファーム・バンキング	同一店宛	無 料
	本支店宛	無 料
	他 行 宛	330円
自 動 送 金	同一店宛	無 料
	本支店宛	220円
	他 行 宛	550円

＊窓口振込は電信扱・文書扱とも同一手数料です。

＊視覚障がいをお持ちの方の窓口受付振込手数料は、ATM利用時と同額となります。（身体障害者手帳の提示が必要です）

② 両替手数料

・紙幣と硬貨の合計枚数 ・受渡または持込のいずれが多い枚数	1枚～20枚	無 料
	21枚～100枚	550円
	101枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～2,000枚	2,200円
	2,001枚～	3,300円～ 1,000枚ごとに1,100円加算

③ 大量硬貨入出金手数料

当座預金・普通預金・納税準備預金の 入出金、振込、納付金等の納付 （ただし、税金は除く）	1枚～20枚	無 料
	21枚～100枚	550円
	101枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚～2,000枚	2,200円
	2,001枚～	3,300円～ 1,000枚ごとに1,100円加算



④ A T Mお引き出し手数料

利 用 時 間		当金庫カード	他の信用金庫 カード	秋田あったかネット提携 金融機関カード	他の銀行等の カード	ゆうちょ銀行 カード
平 日	8：00～ 8：45	無料	110円	110円	220円	220円
	8：45～18：00	無料	無料	無料	110円	110円
	18：00～20：00	無料	110円	110円	220円	220円
土 曜 日	9：00～14：00	無料	無料	無料	110円	110円
	14：00～19：00	無料	110円	110円	220円	220円
日 曜 日 ・ 祝 日		無料	110円	110円	220円	220円

⑤ インターネットバンキング（I B）等手数料

種 類		契約手数料	基本手数料（月額）
インターネット・バンキング（I B） ＜個人向け＞	オンライン取引のみ	無 料	無 料
インターネット・バンキング（I B） ＜法人及び個人事業主＞	オンライン取引のみ	無 料	550円
	オンライン取引及びファイル転送サービス等	無 料	1,100円
ホーム・バンキング（H B）		無 料	1,100円
ファーム・バンキング（F B）		無 料	3,300円

「しんきんゼロネット」

しんきんのキャッシュカードで全国のしんきんATMを0円でご利用いただけます。
＊平日所定時間以外は信用金庫により手数料が異なります。
＊一部対象外となるATMがあります。

「通帳記帳相互サービス」

あきしんの通帳が、他の信用金庫のATMで記帳いただけます。
＊「普通預金（総合口座含む）」「貯蓄預金」の通帳がご利用いただけます。
＊ご入金については通帳のみでご利用いただけます。
＊お支払いについては通帳とキャッシュカードの併用でご利用ください。
＊当金庫以外の通帳の繰越はできません。お取引の信用金庫にてお手続きください。

「秋田あったかネット」

秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田銀行、秋田県信用組合、J AバンクあきたはA T Mで提携しており、通常他の金融機関A T M利用時にご負担いただく「利用手数料」が無料となります。（時間外手数料及び振込手数料につきましては、各金融機関所定の手数料がかかります。手数料の金額、適用時間につきましては金融機関ごとに異なります。）

◎お取扱時間

平日・土・日・祝日 8：00～21：00
＊A T Mコーナーによって営業時間が異なりますのでご注意ください。
＊ステッカーの表示のないA T Mではサービス対象外となります。

◎お取引業務

キャッシュカードによる「現金のお引出し」、「振込」、「残高照会」
＊法人カードはサービスの対象外です。
＊提携金融機関の通帳はご利用できません。

「『全国キャッシュサービス』（愛称：ミックス）および『ゆうちょ銀行』のご利用」

全国キャッシュサービス加盟の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合、農協、漁協、労働金庫のほか「ゆうちょ銀行」のキャッシュカードで「お引出し」、「残高照会」がご利用できます。
＊お引出しには所定の手数料がかかります。

「当金庫ATMでのお引出し限度額」

当金庫のカードをご利用のお客様
＊1回のお引出し限度額：50万円
＊1日あたりのお引出し限度額 個人の方：100万円
法 人：200万円

他金融機関のカードをご利用のお客様

＊カード発行金融機関により、1回及び1日あたりのお引出し限度額が異なります。詳しくはカード発行金融機関にご照会ください。

⑥ 融資手数料

融 資 関 係 書 類	取引約定書	330円	住宅ローンにかかる手数料	
	借用証書	330円	約定変更・一括繰上返済	11,000円
	借入手形用紙	220円	全額繰上返済	33,000円
不動産担保調査手数料		33,000円	固定金利選択特約	11,000円
繰上返済手数料（事業性証書貸付）		全額繰上返済・一部繰上返済 ※融資残高10万円以下の全額繰上返済は対象外といたします。 ※同時に複数契約の繰上返済を行う場合は、1契約ごとの手数料といたします。	11,000円	
条件変更手数料（事業性融資）		返済方法変更・返済期限延長 金利変更（固定⇒変動、変動⇒固定含む） （死亡・事業承継・経営者保証ガイドラインによる変更は除きます。） ※同時に複数契約の繰上返済を行う場合は、1契約としての手数料といたします。	11,000円	

⑦ その他手数料等

発 行 手 数 料 （※）	残高証明書	制定帳票 端末作成 660円 制定帳票 手書 660円 制定帳票以外 1,100円
	相続預金仮払い制度払戻証明書	1,100円
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	無料
	融資証明書	3,300円
	自己宛小切手	1,100円
	取引履歴（1回につき）	550円
	通帳・証書	1,100円
再発行手数料	キャッシュカード	
	ローンカード	
個人情報開示 手数料（※）	情報開示依頼1回につき	1,100円
小 切 手 帳 ・ 手 形 帳	小切手帳（50枚1冊）	4,400円
	約束手形帳（50枚1冊）	4,400円
	為替手形帳（25枚1冊）	2,200円
	当座勘定払戻請求書（50枚1冊）	2,200円
代 金 取 立 手 数 料	電子交換	440円
	個別取立扱い	880円
組戻手数料		1,100円
不渡手形・小切手返却手数料		1,100円
貸金庫 年間利用料		6,600円
全自動貸金庫（年間利用料）	小型	9,240円
	中型	11,880円
	大型	14,520円
他行宛地方税等の取次		納付書1枚につき 660円
地方税統一Q Rコード納付書については無料です。		

※郵送による回答をご希望の場合は、郵送費用として別途550円をお支払頂きます。

⑧ でんさいネット利用手数料

（1件あたり）

項 目	記 録 内 容	宛 先	金 額
基 本 利 用 料（月額）	1利用契約ごとの月額手数料 （あきしん法人I Bを利用しない場合）		無料 （1,100円）
発 生 記 録	－	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
譲 渡 記 録	－	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
分 割（ 譲 渡 ）記 録	－	当金庫宛	220円
		他金融機関宛	330円
入 金	期日決済	－	無料
保 証 記 録	－	－	220円
		－	220円
変 更 記 録	債権内容	オンライン	220円
	債権内容以外	書面	1,100円
支 払 等 記 録	口座間送金決済以外の支払記録を含む	－	無料
		－	330円
支 払 不 能 情 報 照 会	－	オンライン	110円
		書面	2,200円
開 示 請 求	通常開示	オンライン	無料
	特例開示	書面	330円
		書面	1,650円
残 高 証 明 書	都度発行方式	書面	3,300円
	定例発行方式	書面	1,650円
割 引 利 用	－	－	110円
上記以外の利用者からの書面による受付（記録の変更・訂正・取消等）		書面	1,100円
特 定 記 録 金 融 機 関 変 更 記 録			4,510円

※でんさいネット利用にあたっては、あきしん法人インターネットバンキング（あきしん法人IB）をご利用いただくことにより、月額基本利用料は無料といたします。



商品発売・この1年

2025年5月

- 「金利上乘せ定期預金」発売（2025年8月販売終了）
- 「金利上乘せ「通帳アプリ定期預金」」発売（2025年8月販売終了）



2025年10月

- 「金利上乘せ定期預金」発売（2026年1月販売終了）
- 「金利上乘せ「通帳アプリ定期預金」」発売（2026年1月販売終了）



2026年5月

- 「金利上乘せ定期預金」発売（2026年8月販売終了）
- 「金利上乘せ「通帳アプリ定期預金」」発売（2026年8月販売終了）

取扱商品ちらし

〈あきしん〉
**特別金利
定期預金**
お取扱期間
2025年10月1日～2026年1月31日

期間
1年 **0.4%**

※当預金は2025年5月1日開始。お預け入れ時の定期預金（期間1年）の適用金利に0.175%を上乗せした金利が適用されます。

通帳アプリからも0.4%でお預入れできます！

10万円以上の「定期預金」をご契約のお客様がご利用できます！

ご利用いただける方 個人、個人事業主の方
お預入期間 1年（自動継続のみのお取り扱いとなります）
お預入金額 10万円以上（1円単位）上乗せはございません。
適用金利 期間1年 0.4%（適用金利は2025年10月1日現在、お預け入れ時の定期預金（期間1年）の適用金利に0.175%を上乗せした金利が適用されます。）
税金 金利は税引前であり、20.315%の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合を除きます。）
中途解約 満期日前に解約する場合は当金庫所定の中途解約利率を適用します。
その他 この定期預金の適用金利は初回満期日まで適用されます。満期日以降は継続日におけるキャンペーン金利が適用となります。
ただし、キャンペーンの取扱いのない場合は、継続日における店頭表示金利が適用となります。
この定期預金は預金保険制度の対象預金です。

※当金庫と初めてお取引される方は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。 ※金利変動によっては金利が変更となる場合があります。 ※店頭と電話説明書とで開示しております。 ※詳しくは店頭または下記URLをご覧ください。

大塚にしたい 奥ねたおつなかり
秋田信用金庫
〈あきしん〉のホームページ <https://www.shinkin.co.jp/akishin/> 2025年10月1日開始 取扱番号25-015

▲特別金利定期預金2025年度版

〈あきしん〉
**特別金利
定期預金**
お取扱期間
2026年5月1日～2026年8月31日

期間
1年 **0.5%**

※当預金は2026年5月1日開始。お預け入れ時の定期預金（期間1年）の適用金利に0.15%を上乗せした金利が適用されます。

通帳アプリからも0.5%でお預入れできます！

10万円以上の「定期預金」をご契約のお客様がご利用できます！

ご利用いただける方 個人、個人事業主の方
お預入期間 1年（自動継続のみのお取り扱いとなります）
お預入金額 10万円以上（1円単位）上乗せはございません。
適用金利 期間1年 0.5%（適用金利は2026年5月1日現在、お預け入れ時の定期預金（期間1年）の適用金利に0.15%を上乗せした金利が適用されます。）
税金 金利は税引前であり、20.315%の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合を除きます。）
中途解約 満期日前に解約する場合は当金庫所定の中途解約利率を適用します。
その他 この定期預金の適用金利は初回満期日まで適用されます。満期日以降は継続日におけるキャンペーン金利が適用となります。
ただし、キャンペーンの取扱いのない場合は、継続日における店頭表示金利が適用となります。
この定期預金は預金保険制度の対象預金です。

※当金庫と初めてお取引される方は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。 ※金利変動によっては金利が変更となる場合があります。 ※店頭と電話説明書とで開示しております。 ※詳しくは店頭または下記URLをご覧ください。

大塚にしたい 奥ねたおつなかり
秋田信用金庫
〈あきしん〉のホームページ <https://www.shinkin.co.jp/akishin/> 2026年5月1日開始 取扱番号26-003

▲特別金利定期預金2026年度版